3　厚生労働大臣は、第一項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　医師がその免許を取り消され、又は医業の停止を命ぜられたとき。

二　偽りその他不正の手段により第一項の認定を受けたことが判明したとき。

三　罰金以上の刑に処せられたとき。

4　第一項の認定及びその認定の取消しに関して必要な事項は、政令で定める。

第六条の五第三項中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　第五条の二第一項の認定を受けた医師である場合には、その旨

第七条第一項中「昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項」を「昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の六第一項」に改める。

第十条第一項中「又は診療所の」を「（第三項の厚生労働省令で定める病院を除く。次項において同じ。）又は診療所の」に改め、同条に次の一項を加える。

3　医師の確保を特に図るべき区域における医療の確保のために必要な支援を行う病院その他の厚生労働省令で定める病院の開設者は、その病院が医業をなすものである場合又は医業及び歯科医業を併せ行うものであつて主として医業を行うものである場合は、臨床研修等修了医師であつて第五条の二第一項の認定を受けたものに、これを管理させなければならない。ただし、地域における医療の提供に影響を与える場合その他の厚生労働省令で定める場合は、臨床研修等修了医師であつて当該認定を受けていないものに、これを管理させることができる。

第十二条第二項第一号中「（第三十条の四第六項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十条の二十三第一項第四号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

（医師法の一部改正）

第四条　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一章中第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二　国、都道府県、病院又は診療所の管理者、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下単に「大学」という。）、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、公衆衛生の向上及び増進を図り、国民の健康な生活を確保するため、医師がその資質の向上を図ることができるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第十一条中「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく」及び「（以下単に「大学」という。）」を削り、同条第三号中「且つ」を「かつ」に改める。

第六章を第八章とし、第五章の二を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章を第五章とする。

第三章の二の章名中「臨床研修」を「研修」に改め、同章中第十六条の六の次に次の三条を加える。

第十六条の七　国、都道府県、病院又は診療所の管理者、大学、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、医療提供体制（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する医療提供体制をいう。次条第一項において同じ。）の確保に与える影響に配慮して医師の研修が行われるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第十六条の八　医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の団体を定める厚生労働省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4　都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、医療法第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

5　第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。

第十六条の九　厚生労働大臣は、医師が医療に関する最新の知見及び技能に関する研修を受ける機会を確保できるようにするため特に必要があると認めるときは、当該研修を行い、又は行おうとする医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体に対し、当該研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請することができる。

2　厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

3　第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により、厚生労働大臣から研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請されたときは、当該要請に応じるよう努めなければならない。

第三章の二を第四章とする。

第五条　医師法の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章　総則（第一条・第一条の二）
第二章　免許（第二条―第八条）
第三章　試験（第九条―第十六条）
第四章　研修
　第一節　臨床研修（第十六条の二―第十六条の八）
　第二節　その他の研修（第十六条の九―第十六条の十一）
第五章　業務（第十七条―第二十四条の二）
第六章　医師試験委員（第二十五条―第三十条）
第七章　雑則（第三十条の二・第三十条の三）
第八章　罰則（第三十一条―第三十三条の三）
附則

第十六条の二第一項中「医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院」を「都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するもの」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「指定又は前項の」を「規定による指定をし、若しくは前項の規定による」に改め、「するとき」の下に「、又は第三項第四号の厚生労働省令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「厚生労働大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定による指定は、臨床研修を行おうとする病院の開設者の申請により行う。

3　厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の申請に係る病院が、次に掲げる基準を満たすと認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。

一　臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。

二　臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。